

更新認証日の取扱いについて

「JGAP 総合規則【農産物】2017」、「JGAP 総合規則【家畜・畜産物】2017-2」および「ASIAGAP 総合規則 2017 改定第一版」において、更新認証日は 7.3 (4) f)* 「本規則 7.3(3)にもとづいて更新審査を繰り返す場合、更新認証日の月と日は固定される。」と規定しているため、初回認証日の 2 年後の日付が更新認証日として固定されます。

それに対し、7.4(1)「認証日とは、審査・認証機関において認証と判定された日をさす。」と規定しているため、これを更新時に適用すると判定日が更新認証日となり、7.3 (4) f)*との矛盾が生じてしまいます。

このため、基準を明確にし、運用を徹底するため、下記の通りお知らせいたします。

記

- 1.初回認証日は、審査・認証機関において初回審査について認証と判定された日をさす。
- 2.更新認証日は、前の認証の有効期限の次の日をさす。ただし、更新認証日の月と日の変更したい場合は、7.3 (4) f)*に従う。

※ JGAP 総合規則【家畜・畜産物】2017-2 においては、「7.3 (4) f)」を「7.3 (4) e)」と読み替える。

なお、上記は、2018 年 8 月 1 日以降の JGAP/ASIAGAP 認証書の発行より適用を徹底しなければならぬ。

以上